

第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成20年3月11日（火） 15:00～17:25
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（農林水産省本館4階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、亀山委員、神田委員、宮城委員、三善委員
農林水産省政策評価会委員
田中委員、永石委員
林野庁
林野庁長官、企画課長、経営課長、木材産業課長、木材利用課長、
計画課長、施工企画調整室長、整備課長、治山課長、研究・保全課長、
業務課長
4. 議 題（1）平成20年度事前評価について
（2）平成19年度期中の評価及び完了後の評価の結果について
（3）林野公共事業における事前評価マニュアルの改訂について
（4）平成19年度政策の実績評価について
（5）平成20年度政策の実績評価における目標設定について
（6）その他

5. 議事録

○ 挨拶等

（太田座長）

ただ今から、第三回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。

まずはじめに、専門部会委員の出席状況ですが、本日は、高橋委員が所用につき御欠席しておりますので私を含め五名出席ということでございます。

また、政策評価会委員におかれましては、本日、田中委員、永石委員の2名の御出席をいただいております。

なお、宮城委員、田中委員は後ほど見えられるとのことでございます。

それでは、はじめに林野庁長官より御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

（林野庁長官）

政策評価会林野庁専門部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

私は、1月17日付けで官房長から林野庁長官に配置替えになっております。今後ともよ

ろしく願います。

また、委員の皆様におかれましては、年度末の甚だお忙しい中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

ご案内のとおり、我が国の森林は、国土の保全、水源のかん養等の公益的機能の発揮を通じまして国民全体に恩恵をもたらしておりますが、特に、今年から京都議定書の第一約束期間が開始します。我が国においては温室効果ガスの削減約束6%のうち、3.8%分の1,300万炭素トン^{もり}を森林の吸収によって確保するというところでございます。地球温暖化防止の観点からも森林は重要な役割を担っているところでございます。

このため、林野庁におきましては、この目標の達成に向けまして、昨年来追加的な予算措置も講じながら間伐等の森林整備を強力に推進しているところでございますが、具体的には広く国民の皆様方から森林の整備について一層の御理解・御協力をいただきたく官民一体となった森林づくりを進める「美しい森林づくり推進国民運動」等の取組を展開しますとともに、本国会につきましては間伐等を促進するための特別措置法案も国会に提出しているところでございます。

本日の専門部会では、林野庁が行っている公共事業の事業評価及び政策の実績評価につきまして、委員の皆様方から御意見をいただくことになっておりますが、このうち、事業評価につきましては、評価の客観性・透明性を一層向上させる観点から、平成20年度からは全ての新規採択事業につきまして、評価項目を多段階で評価する方式を本格的に導入することといたしております。

また、実績評価につきましては、施策の目標と実績の全体像を国民に分かりやすくなるように示し、効率的で質の高い行政を実現するという目的をもって行っているというところでございます。

委員の皆様におかれましては、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保する観点から、是非忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願います。

(太田座長)

どうもありがとうございました。では、議事に入ります前に、事務局より配布資料の確認をお願いします。

(事務局)

まずはじめに、1月17日付けの人事異動によりまして、業務課長が替わりましたのでご紹介させていただきます。渡邊業務課長でございます。

(業務課長)

渡邊でございます。どうぞよろしく願います。

(事務局)

それでは、資料の確認をさせていただきます。委員の先生方におかれましては、資料を

1冊机上に配布させていただいております。1枚をおめくりいただきまして配布資料一覧、それから資料1-1、1-2、資料2、資料3-1から3-4、資料4、資料5-1から5-3、資料6、資料7ということでございます。お揃いでしょうか。

なお、委員の皆様には事前にこちらのほうからお送りしております資料から変更点がございましたので、それにつきましては一番後ろのほうに修正内容一覧を加えておりますので併せて御確認をお願いいたします。以上でございます。

○ 議事

(1) 平成20年度事前評価について

(太田座長)

それでは議事に入ります。本日は、平成20年度に新たに実施する事業の事前評価、平成19年度の補助事業の期中の評価及び完了後の評価結果、平成19年度の政策の実績評価結果、平成20年度政策の実績評価における目標設定等について、各委員から御意見をいただくことにしたいと思います。

それでは議事次第に従いまして進めたいと思います。まず、議事の1の平成20年度事前評価について、事務局より報告をお願いします。

(計画課長)

計画課長でございます。私の方から、平成20年度の林野公共事業の新規採択の方法につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料1-1でございます。それをご覧いただけますでしょうか。まず資料1-1の1ページでございますけれども、林野公共事業の新規採択の方法についてでございます。こういった新規事業の実施地区の採択に当たりましては、従来どおりではございませんけれども、林野公共事業における事前評価マニュアルというものがございます。お手元には事前評価マニュアルをおいておりますけれども、こういったものに基づきまして、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行って決定するということになっております。

手法といたしましては、(1)といたしまして費用対効果分析、それから(2)でチェックリストとこういったものを基本にやっております。この内容につきましては後ほど御説明いたします。対象となりますのは新規事業実施地区でございまして、その数は次の2ページでございます。採択地区でございますが、直轄事業の関係でいきますと、治山事業が180地区、森林整備事業40地区、計220地区、独立行政法人の事業といたしまして計7地区、それから補助事業でございまして、合計2,168地区ということになりますが、全部合わせまして2,395地区となります。

次に事前評価の手法といたしまして、費用対効果分析について御説明させていただきたいと存じます。お手元の資料の次でございますが、参考1「林野公共事業における費用対効果分析について」ということで資料を用意させていただいております。1枚資料をおめくりいただきますと、林野公共事業における費用対効果分析についてでございますが、平

成19年度と同じということでございます。まず費用対効果分析の算定手法でございます。ここに書いてございますように、費用は整備等に要する経費と維持管理に要する経費というものでございます。こういったものを計測いたします。それから便益でございますが、(2)にございますように事業を実施した場合の種々の効果について貨幣化する。何れもこういったものにつきましては、1ページの一番下に社会的割引率4%としておりますが、こういったもので現在価値化をしているということでございます。こうやって求めました便益の総額と費用の総額を費用対便益比、いわゆるB/Cでございますが、これを算定するというようにしております。それから林野公共事業の主な便益の算定方法でございます。次の2ページをご覧くださいませでしょうか。便益につきましては、2ページに掲げてございますが水源かん養便益、山地保全便益等々合計12の便益を見込んでおります。こういった中から、治山事業、森林整備事業でございますが、それぞれの事業が果たします役割を考慮いたしまして、ここにマル印をつけておりますが、こういったもので使用する便益を選択しているところでございます。

算定方法でございますが、次の3ページをご覧くださいませでしょうか。3ページに主な便益毎の算定手法ということ色々列挙させていただいておりますけれども、時間の関係もございまして極簡単に御説明させていただきますと、例えば水源かん養便益のAの洪水防止便益でございますが、事業を実施する場合としない場合の単位面積当たりの雨水流出量の差というものを求めまして、これに具体的な区域面積でありますとか、治水ダムの減価償却費というものを乗じて便益を算出しているということでございます。ここで雨水流出量の差につきましては、いわゆる事業を実施して森林を整備した場合の雨水流出量、こういったものにつきまして流出係数に差が出てきますので、そういったものと降水量から求めて、また放置した場合の雨水流出量を同様の方法で求めて算出しているというような状況でございます。こういったもので洪水防止の便益を求めるということになりますけれども、こういった評価対象と同様な価値をもつ他の市場財によって代替して評価する手法、いわゆる代替法というものでやっております、こういった手法につきましては平成13年の日本学術会議の答申の中で、森林の有する機能の定量的評価におきましても適用された手法でございます。以下5ページまで各便益の算定手法を示しているところでございますが、詳細につきましては割愛させていただきたいと思っております。

それから参考2でございます。参考2で林野公共事業における新規採択のチェックリストということで資料を用意させていただいております。1ページめくっていただきますと、治山事業の場合でございますけれども、必須事項とそれから優先配慮事項を大きく分けてございますが、1ページ目は必須事項でございます。事業の必要性でありますとか、技術的な可能性ですとか、効率性等、事業の必須事項にしているところでございます。それから優先配慮事項でございますが、2ページにございます。優先配慮事項として、平成20年度、先ほど長官から申し上げましたけれども、平成20年度からの新規採択から全ての事業におきまして多段階評価ということで判定基準のところ、幾つか多段階に分けて評価を行うこととしているところでございます。この多段階評価でございますけれども、項目毎に原則としてA、B、Cとそういった3段階、場合によってはもっと分かれるものもありますけれども、そういったもので評価するものでございます。こういった評価項目の設定につきましては、事業の有効性でありますとか効率性、それから事業の実施環境、こうい

った3つを各事業の共通の大項目として分類しております。これが2ページに書いてあるものでございます。更にこの大項目の事業の特性に応じて再分類して中項目、小項目というような分類をさせていただいているということでございます。それで事業実施によって発生する効果の度合いによってA、B、Cとそういったランク付けを行って判定するというものでございます。5ページ以降が森林整備事業のチェックリストということでございます。

ちょっとおめくりいただきまして21ページでございますが、水源林造成事業は緑資源機構が従来実施しておりますけれども、水源林造成事業のチェックリストでございますが、今、緑資源機構の廃止法案を国会に提出しておりますけれども、そういった意味におきまして事業実施が森林総合研究所に移行いたしますので、文言の修正をはじめとして所用の改正をしたいというふうに考えているところでございます。私の方からは以上でございます。

(整備課長)

整備課長の古久保でございます。続きまして資料1-2でございますけれども、平成20年度からはじまります「山のみち地域づくり交付金」は新たな事業でございます。これに関する評価の方法についてチェックリスト等を検討している訳でございます。御説明させていただきます。

1ページをおめくりいただきまして、緑資源機構の廃止に伴いまして、これまで行ってきた事業は、それぞれの必要性に応じて取り扱いを検討するというもので、他の独法に移行させるものもありますし、その中で緑資源幹線林道事業これにつきましては全体計画2,000kmのうち1,300kmほど完成しております、残り700km、全国15道県に事業があるところでございますが、今後これについては地方公共団体の判断によりまして必要な区間について補助事業により実施をするということになります。その際に地方の創意工夫といいますが、当該地域の森林整備等という大きな目的を達成するための色々な事業内容の見直し、こういったものを柔軟にさせていただきながら取り組んでいただくということです。事業内容でございますが、「山のみち地域づくり交付金」は旧幹線林道又はこれを見直した路網、これは基幹的な路網から作業的な路網まで含まれます。それから(2)地域の創意工夫を発揮した取組、総事業費の20%まで、これは路網整備と関連して併せて行う森林の整備ですとか色々な諸活動、こういったものも対象とするということで、補助率も基本3分の2というような特別な補助事業として立てるものでございます。

この事業についての補助事業としての採択に当たっての評価の取り扱いでございますが、1ページをめくっていただきたいと思っております。この「山のみち地域づくり交付金」の事前評価につきましては、新規地区の採択過程の透明性、客観性を確保するとともに事業効果も確認するために客観的評価基準を定め、これに基づいて費用便益比を含む事業効果の分析をチェックリストで行います。これを国が確認した上で交付金の交付を行うということにして参りたいと考えております。それから交付金事業ということで中身は色々目標に合わせて自由度の高い形で執行していただくということになります。当初に目標設定をしていただき、完了後に目標達成状況について道県から報告をしていただき、さらに進め方を検討していくということでございます。この事業は5年間で単位としてやっていく

事業ということになっております。1つ目、事前評価の報告でございますが、事業計画主体は道県となりますが、費用便益比を含む評価基準によって事前評価を行って林野庁に報告、林野庁ではこれを審査して事業採択、予算配布をするということになります。事前評価の実施時期でございますけれども、着手しようとする年度の前年度に評価を実施する。ただし平成20年度の場合は時間がないものですから、事業の着手前に評価を実施することとしたいと思っております。事前評価の手法については林野公共事業における事前評価手法の中で森林居住環境整備事業、これは森林整備事業の補助事業のメニューの1つでございます。基幹的な路網の整備から周辺の森林整備までメニューに含まれている事業でございます。これは非常に類似をしておりますのでこの審査基準を準用して評価をしていきたいと思っております。

参考資料としてつけておりますけれども、交付金の仕組みということで絵が描いてあります。もともと高規格な幹線林道を整備するということがあったのでございますが、それを地方公共団体が必要性の判断をして、こういった林道以外の路網整備への変更も可能だということ。更に地域の創意工夫を發揮した取組も実施可能だということで、残事業があると僅かであるということで同じ形でやっていくということもございましょうし、それから幅員とか延長とかを見直して絞り込むという場合もあるでしょうし、それから幹線路網ではなくて末端路網のほうに置き換えて森林の整備を実施していく。更に、地域の創意工夫のある活動等の支援にこの事業を充てるということもできるようにしたいということでございます。

めくっていただきまして、これまでの緑資源幹線林道事業の実施に当たっての事前のチェックリストと森林居住環境整備事業のチェックリスト、これをベースにしてチェックリストにしたいと思っておりますが、対比でございます。何れも事業の必要性、技術的可能性、それから事業効果、需要が見込まれるかどうか、これは費用対便益分析ということで1.0以上であることが必須要件でございます。それから事業の採択要件を満たしていることということでございますが、緑資源幹線林道事業の場合には5番目の「他事業との調整が図られていること」ということで、他の道路との整合性がとれているかどうかということをおあげておりましたけれども、今後の事業については既に決まった計画があるところで、それを対象として更に見直していくということでございますので、必須項目ではなく優先配慮の中で調整状況を見たいと思っておりますが、その代わりに事業実施主体が自治体に移るということで右側のほうの5番目の「事業による効果の発現が図られること」ということで、「事業実施主体等の意欲、能力からして実施が確実にされるかどうか」、こういうことを必須要件として追加します。それと「自然と共生する環境創造型事業であること」が項目でございます。更に優先配慮事項といたしましては、基本的には相共通する訳でございますが、項目は更に相当多岐、多段階になりますけれども、より民有林の森林整備推進の観点から関連する事項につけて優先度A、B、Cというような判定基準を適用していくことになってまいります。こういった形で進めて参りたいということでございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたらどうぞよろしく申し上げます。

それでは亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

「山のみち地域づくり交付金」の「山のみち」というのはどうしてこういうふうになつたのか教えていただきたい。それからもう一点、アセス法では、大規模林道はアセスメントの対象でございまして、この場合、今回はどこまでがアセス対象となるんですか。例えば作業道にしてもいいですよということになっているから、多分そういうところはならないんでしょうけれども、アセスメントの対象の部分がどこになるのか、アセスメント関係の予算というのはどういうところに入っているのか教えていただきたい。

(整備課長)

これまで、緑資源幹線林道につきましては、アセス法の対象ということで、一定の延長、幅員要件を満たすものに対してアセスメントをかけるということです。その残計画をこの事業は引き継ぎますので、アセス法上はこの「山のみち地域づくり交付金」の事業は、アセス法の対象として移すことにしております。そのときの要件につきましては従来と同じものが適用されるということです。

名前についてですが、どのような名前にするかということも色々ありうる訳ですが、できる限りこの機会に地域の創意工夫を活かして、森林資源を活かしていくためのベストミックスとしての事業内容に変えていただきたいという思いを込めて付けたもので、他により残事業的名称もあり得たかもしれませんが、こういった名前にさせていただいたということです。地域の状況をよく考えていただいて、よく中身を考えてやっていただきたいという思いを込めたものでございます。

(太田座長)

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございますでしょうか。新規採択の基本事項でございます。

はい、永石委員どうぞ。

(永石委員)

「山のみち地域づくり交付金」でアセスメントの話がありましたのでお伺いしたいんですけども、このチェックリストでいきますと、「自然と共生する環境創造型事業」で審査の内容の野生動植物との共存が削られて、地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等に変わってきているんですが何か意味があるんですか。

(整備課長)

通常、地域で行う森林整備事業の補助事業の場合には、こういったかたちで審査をしているわけですが、たしか本事業については、従来の幹線林道と同様の規模のものも対象となりますので、このあたりは少し調整したいと思います。他にも、この一番上の項目ですとか、審査の内容を少し用語を改めなければならないところもあります。繰り返しますが、自然環境への配慮について、従来と意味を変えるつもりはございません。

先ほどの亀山委員の御質問に対して御説明が抜けましたけれども、今回、この事業を創設するにあたって、すぐに残りどういうふうなことをやるかを決めて着手できるところ、例えば残りがわずかであって予定どおり実施することが当然というところもあれば、これからかなり色々考えなければいけないところもありますので、そういう場合には、各道県で打ち合わせ中でございますけれども、一度立ち止まって、よく色々調査したいというところもございます。そういった調査、経費につきましてもこの事業の中で対象としてよく検討していただいてから事業に着手していただけるようにして参りたいというふうに思います。

(太田座長)

ありがとうございます。

はい、宮城委員どうぞ。

(宮城委員)

優先配慮事項の判定基準のところ、A、B、C、そのほかに「該当しない」というのがありますが、Cと「該当しない」というのはどういう違いがあるのか。

(施工企画調整室長)

例えば一例でございますけれども、地域材利用計画というのがございます。治山事業の2ページを見ていただいて、その下の事業の実施環境等の地域材の有効利用というのがございます。A、B、Cとあって、CはA、B以外の計画であると、だけ「該当しない」とありますが、Aはもちろんこういう明示して列挙したものに該当する場合、そしてBはそれに該当しないけれども地域材を利用した計画で、A、B以外の計画であるということは、何らかの形で立てば、架設用の資材、型枠ですとか、足場ですとか、そういった物には、なるべく利用しましょうという方針のようなものを明記してある場合、明記できないけれども何らかの形で言及できるものはこの区分にあって、「該当しない」はそもそも本来的に木材の利用があり得ないということです。

(宮城委員)

評価の対象にはならないという意味ではなくて、そのことについての記述がその計画にはないという理解でよろしいでしょうか。

(施工企画調整室長)

そういうことでございます。

(太田座長)

ありがとうございます。林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析、チェックリストの項目、これらにより事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い採択をするということですが、よろしゅうございますでしょうか。

はい、田中委員どうぞ。

(田中委員)

独立行政法人緑資源機構の仕事を引き受けると思うんですが、今まで緑資源機構がやりかけていた仕事を全部引き継ぐんですか。それともセレクトするんですか。全部引き継ぐのではないと理解していたのですが。

(整備課長)

この「山のみち地域づくり交付金」の事業は、地方公共団体で改めて必要な判断をすることで、必要な区間について、これまでの残計画のあるところは対象とする事業として立てております。それからその際の負担割合になるのも特殊な例として設定している訳ですけれども、見直しは自由にやっていただく。

(田中委員)

逆に増えることもありますか。

(整備課長)

それは考えておりません。増えるというのは、例えば太いものが1本通る計画だったものが、枝線を3本にして距離が伸びることはあるかもしれませんが、より太いものがより長くという変更は想定されないとします。

(太田座長)

立ち止まることはできるようですが、枠はあるようでございます。よろしゅうございませうでしょうか。今日は盛りだくさんでございませうので、また何かありましたらまた後で聞くということで、こういう形でやっていくということにさせていただきたいと思ひます。

また、「山のみち地域づくり交付金」の事前評価等について、説明された内容に沿って実施していくということでよろしゅうございませうでしょうか。それではそういうことでやらせていただきます。

それでは続きまして、「森林・林業・木材産業づくり交付金」の配分基準等について、事務局より報告をお願いします。

(経営課長)

経営課長の高橋と申します。資料2があるかと思ひます。「森林・林業・木材産業づくり交付金」とありますけれども、今日の説明は公共事業の説明が多くなつてますが、これは別として、林業機械とか加工施設を導入するときの助成金、私どもはこれを非公共事業といつておりますが、100億円ぐらいの予算規模でやっております。

平成20年度に予算の仕組を変えた関係で若干御説明をさせていただきたいということですが、どう変えたかと申しますと、平成16年度までは1件1件国が採択するという仕組だったものを、平成17年度から「森林づくり交付金」と「強い林業・木材産業づくり交付金」として、予算の枠を県に配分いたしまして、どこを採択するかは県の裁量でやっていただくということにしてきました。平成20年度からは、林野庁ではこういう交付金を2つ持っていた訳ですが、これを1つにまとめるという形で政府の予算に盛り込んでおります。そ

の関係でどういうふうに県に配分するかという仕組みを見直しましたので、それを御説明させていただきたいということです。ただ、かなり広域に利益がまがり、材の流れが県域を越えるような場合は市町村から直接国に申請するという仕組みも併せて導入しております。

そもそもどうしてこういう一体化をしたかということでメリットを真ん中に3点書いておりますが、従来2つあった交付金で「森林づくり交付金」についてはどちらかというの間伐に必要な機械とか森林教育とかをメニューにしてきました。一方、「林業・木材産業づくり交付金」というのは機械も対象になるのですが、加工施設とか公共の木材施設とかが対象でメニューが違っておりましたので、それを1つにすることで、県の裁量で選択の幅が広がるということでございます。②はそれと同じようなことなんですが、実際県が事業採択に当たってどれくらい事業費がかかるかというときに、入札差金という形で予算よりも費用が節約できるというケースもあります。その分を幅が広がったメニューに回すとか、或いはそうするためにより効率的に予算を活用するというようなメリットもあるかと思えます。それから、3つ目には事務が軽減されるといったメリットを考えて今回1本化したしました。②のところで毎年色々な予算拡充事項がありますので御紹介までということで本日のポイントではございませんので省略をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、この場で御説明させていただきたいポイントは県への予算の配分の仕方ということです。参考3を広げていただけますでしょうか。1番左側をみていただくと、政策目標ということで何項目か並んでおりますが、一番上の3つが従来の「森林づくり交付金」として扱ってきたメニューで、そこから下の「望ましい林業構造」以下が「林業・木材産業づくり交付金」で扱ってきたメニューです。今回、配分の見直しのポイントは上の3つについて、まず網掛けしてあります全体指標という要するに都道府県として、間伐の面積や効率性、生産性について今の実態と目標との幅というか目標が高いところほど予算を手厚く配分しようというそういう客観的な指標を入れようというものです。従来の「森林づくり交付金」については、目標に応じて配分するというのとは別のやり方をしておりました。「望ましい林業構造」以下の従来の「林業・木材産業づくり交付金」はそういうやり方、つまり素材生産量とか担い手の数とかいう県毎の政策目標の高さに応じて配分するというやり方をしておりましたので、それに「森林づくり交付金」の予算の配分の仕方を合わせるようにいたしました。その際に何を使うかとなると間伐の実施面積とか間伐の効率性、どのくらいの生産性で間伐ができるかという点、その他に林研グループへの新規加入者ですとか森林づくりの関係も入れております。そういう形で統合をして一本化しておりますというのが今日御説明申し上げたいことのポイントです。

ちなみにこのページの右の方にもちょっと網掛けして個別指標というのがありますが、これは都道府県毎の全体の間伐の面積とかの目標に加えて、個々の施設毎の整備をしたり、機械を導入した効果というのも数値として上げてもらう、これも個別指標として設定して併せて予算配分に当たっての評価の対象にするということで基本的にはペーパーの太字で書いてあるところが新しくセットした部分で、繰り返しになりますが、従来の「林業・木材産業づくり交付金」のやり方を「森林づくり交付金」に当てはめて両方を一体化するようにしたいということでございます。

恐縮ですが、ペーパーをもとに戻っていただき、先ほどの2ページ目のところですが、

ポイントは1の算定方法の(1)の都道府県経由で特に施設費が大半を占めますので、これを都道府県全体の達成目標で定量的な指標で、一体化した交付金全体を通じてやりますということでございます。

あと推進費とかソフトの関係もイのところにございますが、これは別途またチェックリストというものを作って関係者との調整状況や事業を重点化しているかということについて評価するやり方を一体化した交付金全体としてやるということでございます。端的には2の(1)のところに書いております。交付金一体化に伴ってやり方が異なっていた県への予算配分の指標の考え方を統一して扱っていくということでございます。

なお、先ほど申し上げたように、市町村から直接国へと、まだ数としては件数は出てこないとは思いますが、これを運用するための指標を新しく設けることにしております。御説明のポイントは以上でございます。

(太田座長)

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

はい、三善委員どうぞ。

(三善委員)

交付金なんですが、今回、こういった形で改正をされるということなんですけれども、従来からあった木材利用、木材産業体制の整備推進などで採られたような方式で数値目標でもって定量換算してやっていこうということで評価を明確にしていくというのは非常に結構なんだろうけれども、今後こういうふうな数値を目指してやりますよということに対しては、その数値によって公平に配分するということですか。

(経営課長)

目標ということは、今の現状と目標があって、それが現状に比べて目標値が高いほど配分額が高くなるようになりまして、ただそれは責任をもって実現できるものとして挙げてもらわないといけないので、各県が目標値を決めるにあたっては、都道府県のプログラムというのを然るべき手続きを踏んでもらって、第三者委員会というもので定めてもらうという手続きにしておりますが、その上で、そういう数値目標をベースに予算の配分枠を決めていくということでございます。

(三善委員)

金額については、あくまでも公平性ということを尊重されるんですか。例えばここは要求額が10だけれども、10の達成目標を立てている。ここは達成目標が10なんだけれども5しか要求していないから5にするというような個別ケースによって金額を変えていくんですか。

(経営課長)

もう少し厳密に申し上げますと、1ページ及び2ページをめくっていただきますと、施

設費について、都道府県全体の定量的な指標、それから取組による達成目標と、二つに分かれております。従って、県全体の目標で割り振る部分と、それから実際この施設を整備する効果で達成するという部分に分かれて参ります。要望額に関わらず、目標に応じて予算を配分するということではございませんで、それは当然、要望額というのを勘案した上で、配分に当たっては要望額のシェアがどれ位あるかという中で、各県から出た要望額を当然超えない範囲で、今申し上げた2つの指標を使って、メリハリを付けていくということで運用して参ります。

(太田座長)

いかがでしょうか。

(三善委員)

私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、基本的には同じようなことが同じ時期に上がってきたときに、要望額が違って上がってきた場合はどうされるんですか。そういうケースはまずないのかも知れませんが、全く同じことを全く同じ時期に全く同じ要件のもとでやろうとしているのに、要望額が片方は10で片方は8であった場合はどういう査定をされるのでしょうか。

(経営課長)

全く目標が同じで、全く同じ時期でということで、10と8であれば、他のと比べて10と8が両方優れているということであれば、それぞれ10と8を優先して配分をする。多分おっしゃっているのは、10と8が全く同じ中身であれば、8の方が効率性で優れていて、10の方は優れていないのではないかとということがご指摘の点だとすれば、多分そのところが、今申し上げた達成目標なり個別の目標のところでは違いは出で来るだろうと思いますけれども、特に個別の取組目標のところでは、同じ生産量を上げるというのに10のコストがかかるというのはマイナスに働きますので、現実問題としては、その差というのは、この仕組みの中で対応できるのではないかと思います。

(太田座長)

よろしゅうございましょうか。ほかに何かありますでしょうか。

はい、亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

資料2の1ページですけれども市町村直接交付モデルというのが新規でつくられたというのは、今回の大合併でもって大面積の市町村が非常に多くなって、川上から川下までもっている市町村が結構でてきたので、そういうのに対して直接交付できるというのはかなり大事なことです。市町村が非常にものをしっかり考えるようになるという点でも大事なことだと思うんですけれども、そのことと上に書いてある都道府県の裁量に任せられるということで都道府県に交付するんですよということとの関係がちょっと不明確というか解りにくいのですが。上の方の説明だと、市町村が中心となって行う県境を越える取組を対

象に市町村に助成となっていて、県境を越える取組だけが2の①の対象なのでしょうか。なるべくこういうのを積極的に支援していったほうがいいと思います。

(経営課長)

市町村に直接という仕組みをつくった背景には、ご指摘のように例えば浜松市とか、非常に大きな都市ができていますので、そこから国へ直接ということが念頭としてあります。ただ、実はこれは初めて導入してやるケースなので、とにかく流通が県域を越えるような県の範囲では処理しきれないというものに先ず限定して、モデル事業という名前を付けていますが、先ず始めてみようということです。もしこれでかなり意味があるようであれば、場合によっては県域というものを外して大規模市町村と直接やり取りということも考えたいと思います。

(亀山委員)

一般的に山というのは県境を越えて何かをするということではなくて、だいたい稜線のところで県境になってますし、一般的に流域で考えているから、あまり県境を越えることはないので、県境を越えるという言われ方が理解できません。

(経営課長)

これは、物理的に県域を越えるという意味ではなくて、生産はA県でやるけれども、加工場はB県にあるとか、木材の流れが県域を越えているという意味で考えております。

(太田座長)

浜松も含めて可能性があるということですね。

(経営課長)

例えば浜松で生産して愛知に出荷するというケースはあります。

(太田座長)

よろしゅうございましょうか。

それでは交付金にかかる審査にあたってのポイントの配分方法の基本的な考え方についてよろしゅうございましょうか。

それでは、議事の2、平成19年度の補助事業の期中の評価及び完了後の評価結果について御意見をいただくことといたします。事務局より説明をお願いします。

(2) 平成19年度期中の評価及び完了後の評価の結果について

(計画課長)

それでは、私のほうから御説明させていただきます。

資料3-1でございしますが、この資料の御説明に入ります前に、先般新聞記事で色々な事業評価の関係で新聞にでた事がある訳でございすけれども、関係の皆様方はじめ国民

の皆様方にもご心配等々をお掛けしたという点は改めてお詫び申し上げたいと思いますが、こういったことに関連したかも知れませんが、2月26日に農林水産大臣から国民への説明責任を果たす観点から色々な行政文書について総点検をなささいという御指示がございました。現在、特に事業評価に関する文書につきましてはそういった中で点検なり検討している最中でございますので、その点冒頭でございますけれども、この件に関して触れさせていただきたいと思っております。

それでは、資料3-1でございます。平成19年度の期中の評価、それから完了後の評価の結果でございます。まず期中の評価でございますけれども、ここに書いてございます新規採択を10年を経過した時点で継続中又は直前に期中の評価した年度から起算して5年を経過した時点と、こういったものが対象となっております。評価の視点はここに記載されているとおりでございますが、評価の結果につきましては、治山事業民有林補助でございますが、7地区ございまして、方針としては継続7件ということにしたいと考えております。後ほど担当課長から御説明をさせていただきたいと思っております。それから次のページをめくっていただきまして2ページでございます。完了後の評価でございます。これは事業完了後おおむね5年を経過した事業実施地区を対象として実施するものでございまして、合計62地区でございます。

評価の視点でございますけれども、期中の評価と同様、必要性、効率性、有効性の観点から客観的に評価を行うものでございます。評価の結果につきましては資料3-3及び3-4で詳細につきまして担当課長のほうから御説明させていただきます。

(治山課長)

治山課長の矢部でございます。お手元の資料3-2で民有林補助治山事業における期中の評価結果について御説明させていただきます。1ページおめくりいただきます。治山事業については、ご承知のとおり集中豪雨或いは地震といった災害の発生した荒廃地を復旧する或いは機能が低下した保安林について保安林の整備をするといった事業を実施しているところでございます。今回、期中の評価の対象となりますのが、一覧表に示してございますが7地区でございまして、保安林改良事業が4件、地すべり防止事業が3件でございます。時間もございませんので、このうち代表的なところについて御説明をさせていただきます。

資料3-2の後ろのほうに代表事例というインデックスが貼ってございます。これをご覧いただきたいと思っておりますが、秋田県の地すべり防止事業で砥沢地区というのがございます。秋田県の南部、子吉川水系の笹子川支流の丁川左岸に位置しております。平成8年の融雪時に地すべり現象が発生しまして平成9年度より地すべり防止事業を実施してございます。現在の計画でいきますと、ずい道工を900m、水抜きのための集水井工を14基を実施してございます。もう1枚めくっていただきますと、写真がございまして、ここが対象の箇所でございます。下の図面を見ていただきますと、当初は緑色の部分、これが地すべりブロックということで工事を進めてございました。これが平成15年に新たに赤い線で囲った部分、この部分が新たに地すべりの地区であるということが判明いたしまして事業の見直しを平成17年度に行っております。その結果、平成19年度の期中の評価結果、四角に囲っているところをご覧いただきますと、総費用が24億5千万円、総便益で146億5千

万円ということでB/Cは5.98ということになっております。同じところで5年前に評価をした結果は緑色の部分の地すべりということでしたので、その対策工事分の費用がアップしております。それから便益のほうも当初のブロックですと土石流で下流2kmまでの被害が想定されておりました、今回のブロックですとその土砂量からいきますと、この川をせき止めて天然ダムを形成する、それが決壊をするおそれがございますので下流10kmまでの影響がでるということで便益を見直したとそういうことでございます。次に裏側をご覧くださいますと、現在この地区では地すべりブロックの移動の観測をしまして、その工事自体がどの程度の効果が上がっているのか、或いは今後の工事の施工箇所はどこがいいのかということとを判断するとともに、地すべりの移動につきまして下流の集落に即情報が伝達されて、いざ地すべりが大きく移動した場合には迅速に避難ができるような体制を構築しております。下の写真はすべり道を開きましてそこに地下水を集めて地すべりを止めていく、更に一番下は集水井工、井戸を開きまして水をここに吸い出して地すべりを止めるという工事をしてございます。また、もとの個表に戻っていただきまして、最後の方針でございますが、必要性につきましては、地すべりの防止が求められるということなので必要性は認められます。効率性につきましてはB/Cが1以上ということでございます。それからコストの縮減に取り組んでいるということと効率性が認められます。それから有効性につきましては、地すべり活動がこの工事を実行することによって安定化してございます。このように災害の防止が認められてますので継続という判断をしております。

次に資料3-3の完了後の評価結果案でございます。1ページをご覧くださいますと民有林補助治山事業で全体で8地区が完了後の評価の対象になってございます。完了後の評価は概ね5年たったものについて評価をするということとでございます。地すべり防止事業が2件、水源森林総合整備事業が4件、自然環境保全治山事業が1件、地域防災対策総合治山事業については1件ということとでございます。

これも代表例で御説明をさせていただきます。代表事例というインデックスと貼ったところをご覧くださいますと、三重県の尾鷲市で実施しております。水源森林総合整備事業というものでございます。ここは尾鷲市の又口川の中流部にクチスボダムというダムがございまして、その上流地域でございます。非常にこの地域は雨が多いということで、山腹崩壊、溪流荒廃が発生しております。このために、溪間工41基、山腹工0.25ha、森林整備349.5haを実施したところでございます。次のページに地図がございまして、この地図の赤い線で囲ったところが対象区域でございます。このうち青い部分で示したところに治山の溪間工を入れております。それから水色の部分が森林整備を実施したところ、緑のところは山腹工を施工したということとでございます。これにつきましては総費用が24億円、総便益で28億円、B/Cで1.17ということとでございます。次のページをご覧くださいますと事業の実施状況ということで荒廃した溪流、これに溪間工を入れまして今までは周辺森林が復旧している、それから右側のほうは非常に密な森林について整備した結果、下層植生が生えてきているという状況でございます。ここについてはその後も県による点検が行われておりました必要な補修作業も実施されているところでございます。また、個表に戻っていただきますと、評価結果が一番下にございます。必要性につきましては水源のかん養が求められる地域でございまして、荒廃地の復旧整備や森林整備が求められるということと必要のある事業であると、効率性につきましてはB/Cが1以上でございましたし、コス

ト縮減に取り組んでおり効率的であると、有効性につきましては、土砂流出防止など保安林機能の低下防止、水源のかん養等の機能の向上が図られて有効であったという結果となっております。治山事業については以上でございます。

(整備課長)

森林整備事業における完了後の評価結果ということで資料3-4をご覧ください。資料を1枚めくっていただきまして、事業完了後平成13年度に終わったものが5年間を経過したということで今年度の評価の対象でございます。それで10億円以上ということで54地区数でございます。森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業そういったものに分かれております。中身は林道だけするもの、それから森林整備を行うものでございます。それで54箇所あるんですが、資料3-4の代表事例という耳がついているところをお願いいたします。代表事例の説明をもって替えさせていただきたいと思っております。

整理番号1-36の大分県でございます。大分西部地区における流域森林総合整備事業、これは民有林の森林所有の零細性、分散性こういったものに対応するために計画的な森林整備を進めようと森林組合などを実施主体にいたしまして計画的に進めようという事業でございます。平成7年に第1期が始まりまして全国で5年間実施しました。平成12年から第2期ということで5年計画でスタートしてございますが、森林・林業基本計画の見直し等もございまして、平成14年からは事業体系が大幅に組み替わりまして、結果といたしまして平成13年度に一応の事業完了、5年分のうち2年間でございますけれども完了の扱いでございますので評価の対象となるということでございます。大分県西部日田市それから玖珠郡いわゆる林業地帯でございます。事業の内容は植栽、下刈り、枝打ち、除間伐、特定間伐、これは9齢級までの間伐がございまして、それから作業路の整備ということで総事業費40億円ということでございます。費用便益比でございますけれども、総費用、これは伐採を伐期50年と見ておりますけれども、それまでの間にどれだけ今後費用がかかるかということも含めて、将来掛かる費用も含めて現在価値化しております。それから事業対象地における便益をマニュアルに従って水源かん養、山地保全、木材利用、こういったものですか、それから当該地域での整備の諸要素を投入して計算をしています。それで費用が255億円に対して1,023億円の総便益ということで便益が上回っているという計算結果でございます。事業効果の発現状況ということでございますが間伐等でございますので整備したところはきちっと良くなっているということでございます。間伐率もだいたい30%くらいで実施されておまして、効率的に実施されていると思っております。それから事業によって整備された施設の管理状況については、森林整備活動も盛んでございまして、その後の森林整備、維持管理状況は良好でございます。作業機械のシステムに対する取組もみられます。それから地域全体の状況として間伐の実施面積が、平成12年度では、1,100haほどありますが、平成13年度は2,000haほどに増加しています。その後も、全国的にも間伐推進を図っているところでございますが、この地域でも高い水準で推移をしていると思っております。

それから更に社会情勢等の変化ということで育成複層林等の多様な森林の整備にも取り組もうということで進められております。今後の課題、林業の再生といいますか木材の安定供給ですとか、コストダウンとかあるんですが、あとは竹林の問題もあるという状況に

あります。次のページをみていただきまして、小さい枠の中で、赤い線で囲っているところが事業対象地域でございます。そのうち網掛けにしているところが大きな図であります。これが日田市、旧日田市と旧日田郡でございます。これが一緒になったところでございます。ここで事例をひろっております。次のページをご覧くださいましてと作業路、作業道の整備状況でm当たり1万円くらいの作業道でございます。簡易作業道はm当たり800円でこういったものを組み合わせて間伐を実施するというのが平面図1です。平面図2の方は鳥獣害防止施設を作りながら再造林を実施しています。次のページから平面図3と4は間伐の実施、スギの30年生から40年生ぐらいですが何れも間伐率30%程度の実施ということになります。あと、併せて枝打ちをする場合もございます。

もとの個表に戻っていただきまして、評価の結果でございますけれども、必要性、大分西部流域には保育等が必要な森林が多くあり、森林整備が求められていたところで、この事業の必要性が認められる。費用対効果分析、効率性の計算の結果、費用以上の効果が得られているという結果になってございます。有効性は健全な森林として適正に整備されているという状況を見ても有効であると考えてございます。以上でございます。

(太田座長)

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

はい、亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

事業期間が2年間の完了後の評価個表なんですけれども、植栽をはじめ長期にわたってやっているんですね。内容をみると森林整備の中で下刈りの面積は9,800haともものすごい面積で下刈りをやっていますし、多分、植えて間もない森林に対して相当手を入れている訳ですね。それから防止施設を作ったりしているということもやっていて、その前に植栽しているときにも相当かかっている訳ですが、これは、この事業の対象が2年しかなかったということなんですか。もっと長期にやられているものに対して評価をするということをしなないと。その点の視点がよく解らなくて、もう少し長期に見るような見方をしておく必要があるんじゃないかということでお伺いしたい。

ついでに防止施設というのは鹿ですか。鹿の防止柵はものすごくお金がかかるんですね。10数年前に、丹沢で防止柵を作ってもらい、そこからデータをとっているんですが、ものすごくお金がかかっている。ここに書いていないというのはあまりかかっていなかったのか教えてください。

(整備課長)

この事業の評価の対象ですけれども、平成12年、平成13年に行ったところで下刈りをしております、この図を見ていただければ色々な箇所で行っております。その手を付けた箇所について、その当該2年間の事業費のみならず、その後伐期までの間にかかる経費全てについて見込んで費用とし、整備効果として便益を見込んでいます。過去に植栽した経費については見込んでおりません。

ですから、伐期までの間についてどうかということでございます。

(亀山委員)

そうするとつまり、どこからどこまでとるかによって評価が違ってくるのではないですか。過去にお金を掛けて植栽してますよね。そういう部分についてはカウントしていない訳ですよね。ここから後だけを考えると。

(太田座長)

つまり、事業実施期間が2年間という表現がちょっと賦に落ちないという質問ですよね。

(亀山委員)

そうです。その前からお金をずいぶんかけているはずなのに、この2年間とそれ以後のしかみていないという見方はおかしくないかと思ったのです。

(整備課長)

そこは、現実に関今、森林の中でこれからのために事業をやって、その費用と便益がどうかということですので、これもひとつの考え方だと思います。植栽する部分についてだけ、それはその評価をするということもあると思いますけれども、その事業の着手以降について評価をするということもひとつの考え方だと思ってやっております。それから防護柵ですけれども、お金がかかることには間違いありませんけれども、被害の多いところ、予想されそうなところをよく考えながらやっっていこうと思っております。これは植栽の経費の中に入っております。

(太田座長)

はい、宮城委員どうぞ。

(宮城委員)

ご報告していただいたのは代表事例ですが、平成13年度に事業が終了しているものというところで見せていただきますと、2年間の事業もあるし、13年の事業もあるし、23年の事業もあるという、非常に長期の事業と短期の事業というのはここでは一緒にずらっと並べられていますけれども、事業の性格が違うのかそれとも評価の考え方については今のお話のようなことで統一されているということでしょうか。評価が途中で始まっているので、整理が難しいことは重々承知しています。

(整備課長)

先ほど平成14年に事業の大幅な組換えがありましたと申し上げました。それ以前は、造林事業と林道事業がございまして、それが平成14年から森林整備事業、地域ごとに双方あわせて効率的に進めようということになった訳でございますが、実は造林の事業の方で13年以前で申しますと、総事業費10億円を超えるような事業というのは、流域単位として取り組むこの事業しかございませんでした。それから林道の事業は大きなものも小さなもの

もありますが、何がしかが総事業費が10億円を超えるという形です。このため、事業のリストを見ていただけますと2種類ございます。2年間の造林の関係の事業と、林道の長年やってきた事業がそれぞれ対象となるということでございます。

(宮城委員)

性格が違うということで理解してよろしいでしょうか。

(整備課長)

はい。

(太田座長)

はい、神田委員どうぞ。

(神田委員)

2点です。1つは今の太田西部のところの今後の課題のところなんですけれども、以前にもちょっとお聞きしたかと思うのですが、竹林の問題で、対応策を検討して適切に対処していく必要があるというんですが、私も全国あちこち行って本当に竹林が多くて、非常にはびこっているという感じがしていますが、ここの対応策というのは実際にどのように検討されているのでしょうか。なんか素人ながら心配になってきてしまって、日本国中、竹になるんじゃないかと思うような風景なんですね。そんなふうに思いましたので非常に重要なことなのかと思いました。

もう1つ、地すべりの件なんですけれども、砥沢の話がございまして、最初のときに対策工事を平成9年より実施したあと、その後の調査でこういう広範囲のところであんな状態になっているということだったと思いますけれども、最初の段階での調査、きちっとした適切な工事をするための調査はその段階ではなされないのでしょうか。それとも調査の結果が出るのに時間がかかってこんなことになっているのでしょうか。

(整備課長)

竹林があちこちで問題になっておりますが、非常に急速に広がるということなのですが、一方でこれを3年ぐらい続けて完全に刈り払うというようなことをしますと、かなり勢力が弱まるということです。また、これが本当に各地でできるかどうかということがございます。あと、特にここから先に来てもらったら困るといようなところでは、非常に手間が掛かりますけれども、例えば穴を掘って何かを埋め込んで根が通らないようにするとか、色々な地域にあわせた方法がある訳でございますので、それぞれどういう形でどういうところでどう抑えるかというのを地域ごとに考えて、困ったことにならないようにして取り組んでいただくということで、国の補助事業としては色々な事業メニューが地元で選択できるように、そこであわせて考えながら色々なことに取り組めるようにしているところでございます。

(治山課長)

地すべりのお話でございますが、地すべりというのはブロックが移動するということによってその現象が発現するものですから、当初この事業を始めたときというのは、この緑色の部分の活動、つまり移動がありました。当然事業を実施するにあたりましては、ボーリング調査等をかけまして、どういったところにその原因のすべり面があるかを把握し、対策工事を計画していく訳ですが、本当であればそのときに赤い部分も動いていれば地すべりとして認識できるのですが、当時は赤い部分の移動が見られなかったものですから、結果的に対策工事の対象にはしていなかったと。実際に平成15年にこの赤い色の部分での移動が確認されたので、更に調査を拡大をして、地すべりブロックをこれだけの大きさのものと特定できたものという訳でございますが、結果的に当初のときに赤い部分まで調査の結果確認できなかったということでございます。

(神田委員)

地すべりは非常に重要な問題だと思うのですが、調査のレベルは移動しなければ解らないというようなものなんでしょうか。説明では典型的な地すべりであるとの表現であるのでこういうのは事後的にならないで、できるだけ事が起こる前に防いで欲しいと思いますので、そういったことは難しいのでしょうかけれども、より調査のレベルを上げるための開発をしてほしいと思います。

それから竹林ですけれども、地域でといっても、今、地域の中で本当に森林に手が入れないとか色々な事情があって、それはそれとして地域でやるしかないにしても、待ったなしの状況で竹林が広がっていくということに対して、地域ができないようなという状況がある中でどうするのかということを考えないと、どうしようもなくなってしまうのではないかという思いがあって申し上げました。

(太田座長)

ありがとうございます。両方とも大きな課題で竹林のほうも取り組んでほしいと思いますのでよろしく願います。地すべりのほうも地質年代的にみるとほとんど地すべり地というところもありまして、個別にそこだけ動くということではないので、動くところを見つけてやるという事情もあるように思います。より効率的に調査も含めてやっていただくということだと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(亀山委員)

参考までにちょっと教えていただきたいのですが、先ほど計画課長が文書の整理のことで今ご苦労なさっているということをお伺いしたのですが、事業評価とか政策評価とかをすればするほど文書がものすごく増えてきて、途中のプロセスの文書もたくさん出てくるだろうと思うんですが、どういう考え方で文書を整理なさろうとするのかということをお伺いしたい。というのも、私は関東森林管理局の赤谷の森プロジェクトを現在していて、これからたくさんデータを集めてくるのですが、それをどういうふうに整理して管理していくのか結構悩ましくて、まだ、微々たるものなんですけど、将来にわたってこういう森林に関するデータとか色々なものを残していくときにどういうものをどう残していったらいいか、すごく大事なことだと思うんです。従来は割と調査した段階

でほとんど残さないできていて、数年で大概捨てられることが往々にしてあったものですから、今はどういう検討をしているのか教えていただきたい。

(太田座長)

森林簿だけでなく、更に大きなデータについてですね。

(計画課長)

今、指示いただいているのは、特に評価に関して文書として残しているということになっている訳ですが、文書はすべからく保存の対象にはなるのですが、そういった文書の保存のあり方を先ずは点検しなさいと、現状をですね。ではこれから先をどうするかということになるだろうと思います。色々な難しい面もあるかと思いますが、総論的に言えば、内容とか、性質だとかそういったもので、適切な保存期間が設定されているのかとか、或いは、一番ポイントとなるのは、それを我々が事業評価とかをやるというのは、ある意味、対外的な説明をどうするかということになりますので、そういった説明をする上で必要となる範囲がどの辺までなのか、その辺を検討していかなければならないと思っております。

ただ単に走り書きのメモまで全部残すという話になるとすごい膨大な量にはなってしまいますので、どこまでかというのは考えていかななくてはならないと思っております。お答えにはなっていないかも知れませんが悩んでいるのは事実です。

(亀山委員)

特にこれまで割と森林に関して森林簿みたいなものが一番ベースだと考えられていた訳ですけども、それには木のことをいろいろ考えられるようになっていますが、他にも野生動物の問題とか色々な問題があって、そういうものに対して何をどこまで残しておくかということは、後世の人が森林をどうするかというときにすごく大事なことだと思うんですけど、そういう視点でもデータの残し方、資料の残し方というのは相当長期にわたって残すという姿勢で考えていくことが大事じゃないかなと思います。

(太田座長)

ありがとうございます。それでは、個表がたくさんあるんですけども、期中の評価実施地区については、何れも継続との実施方針でありますけれどもよろしいでしょうか。さらに、完了後の評価実施地区について、何れも必要性、効率性、有効性の観点から妥当ということでもよろしいでしょうか。

先ほど亀山委員の意見にもありましたけれども、やや表現をもう少し整理されていたほうがわかりやすい部分もあるのかなというふうに感じておりますので、その辺はご修正いただいてよろしくお願ひしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは議事の3の林野公共事業における事前評価マニュアルの改訂につきまして事務局より説明をお願いします。

(3) 林野公共事業における事前評価マニュアルの改訂について

(施工企画調整室長)

施工企画調整室長でございます。それでは、林野公共事業における事前評価マニュアルの改定案につきまして御説明いたします。

資料4をよろしくお願いたします。事前評価につきましては、費用対効果分析における具体的な便益の算定の方法、或いは計測結果の取りまとめ、そういった方法につきましてマニュアルとして示しているところがございますけれども、このマニュアルにつきまして費用対効果分析の部分につきましては前回の改訂後約6年が経過しております。その後新たな研究成果により得られた新たな知見を活用したいと、また、実際にマニュアルを使う者が理解しやすいようにしたいということで今回見直しを図る考えでございます。

まずは改訂事項ということで(1)の便益算定式の改善でございますけれども、炭素固定便益に関しまして、京都議定書の参加国につきましては国内の温室効果ガスの排出量と吸収量を推計するシステムを整理して、それを目録として報告するというところになってございまして、我が国が昨年5月にインベントリ報告書として提出したところがございます。今回そのインベントリ報告書における炭素固定量の算定方法に準拠するように改善したいということでございます。資料の中程でございますけれども、この計算式は事業を実施する場合と実施しない場合の森林の蓄積の差、 $V_2 - V_1$ ですが、これに容積密度、いわゆる比重をかけて、バイオマスとしての重量とし、それを二酸化炭素に換算して貨幣化するという計算式になってございます。改善点の1つはこの①のDの容積密度でありますけれども、これはインベントリ報告書にあるように、各県や国有林で地域森林計画のベースとしてとりまとめております森林簿の実施区分に合わせて40区分にしたいと考えております。改善点のもう1つは次のページでございます。ここで②の「 $BEF \times (1 + R)$ 」というケースであります。これまで森林蓄積、これは樹木の幹の体積ですけれども、これに枝葉、根を含めたバイオマス量全体を換算するのに一律1.25という係数で算定してございましたけれども、インベントリ報告書に合せましてより精緻に算定したいということでございます。この推定手法につきましては、森林総合研究所で調査して確立した手法がインベントリ報告書の手法となつてございまして、樹齢20年生以下と樹齢21年生超と樹種別に分けて係数を設定しております。

次にイの土砂崩壊防止便益につきまして、治山事業、森林整備事業で土砂崩壊の発生率が減少しているということ踏まえまして事業実施する場合としない場合の土砂崩壊見込み量から便益を算定してございます。この場合、伐採後に残っている根が腐れるまでは土砂崩壊を防止する機能がその根にも残っているということなので、その間は事業を実施する場合もしない場合も差が生じないという前提で計算しておりますが、以前は文献等でその期間が15年程度と推計してございましたけれども、近年の報告で表層崩壊を防止する機能が大きい根系については約10年程度で消失して、それくらいから事業によって差がでてくるということが研究者の間で一も一般的な認識になってございますので、そういう観点から15年を10年に変更するというところでございます。

(2)のマニュアル利用者の利便性の向上でございますけれども、この観点からの改善につきましては、この現行マニュアルが策定された当時、まだ分析が始まったばかりであり、事業間の用語の統一も若干不統一な面もあったということでございまして、もちろん算定に問題はない訳でありますけれども、例えば評価期間を便益期間としていたり、事業

期間と事業完了後の評価期間の和とかいろいろ算定式上の不整合がございますので、今回誤解のないように統一したいと。また図のところがございますように、一般的に一定の整備期間がある場合には整備量に比例して便益が発現すると、そういう形でありますけれども単年度で完了する場合は、算式の表現上、最初から満度に便益が発揮されるような形で算式上書いてあるものもあります。そういったものも一般化した式になるように今回表現形式を統一したいということでございます。また、その際に必要に応じて図表を整理したい。また、3ページがございますように、チェックリストにつきましては、緑資源機構の廃止に伴う必要な文言の改正を行うということでございます。

今回総じてマニュアル改訂につきましては考えを大きく変えるということではなくて、新しいデータを活用できるようにしたり、用語の統一を行うということで、どちらかといえば技術的改善というものでございます。

マニュアルにつきましては、今後も一層の事業の透明性、客観性を確保するという観点から逐次改善するというので、来年以降も手法の改善、新たな算定手法の導入といったことの可能性も含めまして検討していきたいと思っております。なお、改訂したマニュアルにつきましては、平成21年度の新規採択地区の事前評価から適用するというので考えてございます。以上でございます。

(太田座長)

ありがとうございます。それではただ今の説明につきまして、御質問、御意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

マニュアルの改訂につきましては、今お話がございましたようにいろいろ検討されているようですが、本年度は技術的な点と用語の統一ということでございますが何かありますか。

はい、亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

1ページのところにありますけれども、今は長伐期の山をつくろうという考え方をよくもたれていますけれども、一般に森林の樹木の生長というのは、あまり長伐期の観測例はなく、データもありませんので、80年とか100年だとか想定したときにこの式でなんとかうまく行くんですか。それともう少し改善していかねばならないところがあるんでしょうか。その辺のデータの乏しいところをどういうふうになさっているのか。これから進めていくときに大事なことだと思いますので、相当長いことデータをため込んでいただいたほうがいいと思いますのでその辺の考え方を教えてください。

(施工企画調整室長)

この炭素固定便益の計測につきましても、他のものも同じですけれども、森林整備事業等におきまして、2ページにありますように、伐期齢から整備完了時点の林齢というように80年とかの場合もでてくる訳でございますけれども、今回の改訂に当たっては、日本の吸収量を世界標準として説明しているインベントリ報告書に合わせるということで、そのインベントリ報告書で、森林総合研究所で全国的に調査したものが、20年生を境にだいた

いバイオマス拡大係数の傾向値がわかれるということでございますので、厳密な精査はあるのかも知れませんが、今の標準としてはこれが一番妥当な適合性があるのかなと考えております。

(計画課長)

インベントリの関係で、全国で調査をして、蓄積精度の検証もかなりやりまして、森林総合研究所と連携させていただきながら検討しております。それで、ある意味収穫表も今までよりは高齢級のものは上がってきたというようなこともインベントリの中では組み込んでおります。昔に比べると、かなり高齢級のものも実際にデータも集まってきているのは事実でございます。こういったものを京都議定書の関係もございまして、それから中身について条約事務局から審査されるというようなこともございますので、その辺はきちんと説明できるようにして、これからも色々な検証作業を進めていくつもりです。また、データも集まってくるとは思っています。そういった意味で、いわゆる精度につきましましては向上を図っていきたいと考えております。

(太田座長)

よろしゅうございましょうか。それでは事前評価マニュアルの改訂の件はこれでよろしゅうございましょうか。それではそのようにさせていただきたいと思っております。

それでは議事の4の平成19年度政策の実績評価につきまして、事務局より説明をお願いします。

(4) 平成19年度政策の実績評価について

(企画課長)

企画課長でございます。それでは実績評価につきまして、農林水産省では、例年6月上旬頃に第1回目の農林水産省政策評価会を開催しております。今後、政策評価の結果を予算に反映していこうということとなりまして、3月下旬にそれを前倒すこととしております。今回も3月下旬に開催される前に、当専門部会におきまして御意見を賜ろうということでございまして今日開催させていただいた訳でございます。

それでは、資料5-1及び5-2について御説明させていただきたいと思っております。

資料5-1でございますけれども、農林水産省の政策分野の一覧がそこに掲げてございます。全部で17分野ございますけれども、重点化を図って評価を行っているところでございます。林野庁は網掛けをした中央の2分野につきまして政策評価を行っております。これにつきまして、本日御議論いただく訳でございますが、政策評価の分野ですとか目標の一覧につきましては、昨年8月に開催しました政策評価会や林野庁専門部会で御意見を頂戴いたしまして決定したものでございます。それでは今回の実績評価の1つ目でございますが、政策分野「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」について御説明させていただきたいと思っております。まず資料5-2にあります目標につきましてざっと私の方から御説明させていただきましてそれぞれの項目につきましては担当課長の方から説明させていただきたいと思っております。そして最後に再度私の方から施策に関する評価結果の部分を

御説明させていただくという段取りで進めたいと思います。

まず、資料5-2の1ページ目でございますけれども、そこでございますように、目標①の「重視すべき機能に応じた森林の整備の計画的な推進」、この項目につきましては水土保全機能ですとか森林の多様性、森林資源の循環利用といったようなことにつきまして、それぞれの指標の達成率を100%にしていくということで評価をしております。目標②にございます「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」につきましては、相手国に対しますアンケートによる調査を行います。これを達成率を数値化していきまして海外におきます持続可能な森林経営への寄与度を100%にしていくということで目標値の設定を行っております。

目標③の「山地災害の防止」でございますけれども、周辺の山地災害の防止機能が確保された集落の数、これにつきましては平成15年度は48,000集落でございますが、平成20年度は52,000集落にもっていくという中で、平成19年度は経過値として51,200集落という数になりますのでその達成度合いによって評価しているところでございます。目標④の「森林病虫害等の被害の防止」でございますが、これは松くい虫の被害を取り上げてでございます。松林を有します都府県のうちそれらが適正に保全されるかどうかの基準で微害といわれる被害率1%未満の県が100%となるようにということで評価をしているところでございます。目標⑤の「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」につきましては、森林づくりの活動への年間参加者数を平成18年度の70万人から平成21年度に100万人に引き上げていくということで目標値としております。目標⑥の「山村地域の活性化」につきましてはそこでございますように、①新規定住者数、②交流人口、③地域特産物販売額、そのほかに森林資源を積極的に利用している流域の数等々を総合的に評価いたしまして判断するという方式をとっております。

続きまして、担当課長からそれぞれの目標値につきまして御説明させていただきたいと思っております。

(計画課長)

資料5-3をご覧くださいければと思います。資料5-3をめくっていただきますと森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮という中で①でございます。ここは「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」ということで100%を目標としているところでございます。実はこのところは昨年8月の政策評価会でもお話をさせていただいているところでございますけれども、今年2008年から京都議定書の第1約束期間が始まりました。そういったことで私どもとしても森林吸収源対策を加速させなければいけないということで、平成18年度補正と平成19年度当初予算を合わせまして765億円、そして、これから平成19年度補正と平成20年度当初ということで546億円の追加予算を措置する予定でございますけれどもそういった状況になってきております。そういった意味で昨年8月でございますが、ここに書いてございます平成20年度の目標値を目標設定そのものを吸収源対策を加速させるという観点から引き上げさせていただいております。平成19年度の実績でございますが、今まさに森林整備を実行中ということもございまして、特に間伐関係につきましては、秋から冬にかけて本格化していくということでございまして、数値としての把握、集計は難しいところでございますので、5月ないし6月ぐらいの次回の会合できちん

とした数値を把握してご紹介させていただきたいと思っております。目標に関する分析結果に書いてございますけれども私どもとしては見込みとしては、今のところ感覚的なものかも知れませんが、いろいろな施策を講じておりますのでこうした目標の達成については期待できるのではないかと考えております。

次のページでございます。⑪－２の中段に②がございまして、「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」ということでございます。この部分につきましては私どもとしても、昨年の12月にCOP13がバリで開かれておりますけれども、こういった途上国の森林減少ですとか劣化の問題ですとかかなり注目を浴びてきておりますので、私どもとしても色々な取組を進めることが重要と考えております。実績値の把握手法につきましては、従来同様に相手国のカウンターパートに対しましてアンケート調査を実施して、5段階評価の平均値を表したものを達成状況としてしているところでございます。ちょっと恐縮ではございますが、⑪－12ページをご覧いただきたいと思っております。12ページで5段階評価の結果ということで実績値で94%という結果となっております。そういった意味で相手国の期待に概ね応えられているのではないかとというふうに考えているところでございます。それから昨年の8月の政策評価会で御意見をいろいろ頂戴しております。そういった中で、今回の資料の中には、カウンターパートからの主なコメントの分析、それから参考データとして企業が関係するCDM植林の実施状況について記載させていただいております。なお、ちなみにこのCDM植林ですけれども、エクアドルとマダガスカルでございますが、CDMの理事会で方法論の承認は完了しております。これから実施に向けた審査が進められているところでございます。私からは以上です。

(治山課長)

続きまして、目標③を御説明させていただきます。ページ数で行くと⑪－３でございます。「山地災害の防止」という目標でございますが、日本列島には136,000集落が山地災害のおそれのある集落ということで把握してございまして、このうち、この目標期間内に4,000集落につきまして、治山事業で防止することによって山地災害の防止機能が確保がされるといったことを目指そうということでございます。基準年の平成15年度には既に48,000集落が安全が確保された集落ということでございますので、5年後には4,000集落を足しまして52,000集落までもっていかうということでございます。平成19年度の目標値が51,200集落ということでございまして、基準年からしますと3,200集落増加させるということで、実績値はちょうど3,200集落増加する見込みとなっております。分析結果につきまして若干コメントさせていただきますと、効果的な事業を推進いたしました結果、今年度の目標は確保できる見込みとなっております。ただ、昨年も大変な山地災害も発生しておりますので、効果的、計画的に事業を推進していく必要があります。治山事業の実施にあたりましては、効率性の向上を図るために事業の重点化、集中化を進めるとともに、更に現地発生材の活用をして、総合的なコスト縮減に努めている。それから保安林につきましても、より計画的な指定をさらに進めていくということになっております。改善見直しの方向性につきましては、大規模な山地災害が発生しておりますので、こういったところの事業を効率的に実施していく。それから荒廃地や荒廃森林の整備を推進することによって水土保持機能をさらに発揮させる。それから保安林の指定を引き続き進めていく。こういう

ことでしっかりと対応していきたいということでございます。以上でございます。

(研究・保全課長)

研究・保全課長でございます。続きまして目標④の「森林病虫害等の被害の防止」ということで、松くい虫の被害について保全すべき松林が適正に保全されている、微害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を100%とするということで、平成19年度の目標値が100%でございますが、実績が60%ということで達成状況Bということになっております。これは平成18年度より若干悪い数値になっております。この原因につきましては次のページに推定が若干書いておりますけれども、1県で良くなったんですけれども4県で微害から中害になったということが率の原因でございますが、前年平成18年の夏以降の全国平均が高温小雨の状態、或いは冬の暖冬傾向の結果、越冬幼虫があまり死ななかったということ、また、平成19年の秋には高温小雨が続きます、松そのものにストレスが高かったということで複合して被害が広がったものと考えています。全体としましては、全国の保全すべき松林の被害というのはおしなべて言うと適切に保全されているという傾向がございますけれども、特筆すべき点といたしましては、1つは暖冬或いは夏期の高温小雨によって今まで被害が収まっていたところでもまた発生するとか、長野県とか標高の高い地域、また東北地方、秋田県の北部までいっておりますけれども、北上傾向が見られるというようなことがあります。従って現在、こういった新しく拡大したところに重点化して被害対策を講じているというような状況でございます。続きまして、目標⑤の「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」ですけれども、延べ活動参加者数を増やすということで、平成18年度目標の70万人を平成21年度に100万人にするということで立てておりますけれども、この実績の計測をするのが3年ごとになっておりまして、平成21年度にこの数値を出すということでございます。その間はその下に指標1及び指標2とございますが、「企業による森林づくりの実施箇所数」と「森林ボランティアの活動件数」というものから、この間は推定をさせていただいているということでございます。企業による森林づくりの実施箇所数については約300箇所ということでございます。また、「森林ボランティアの活動件数」については約3,500件ということで微増ということになっております。次のページに分析が若干書いてありますけれども企業の森林については前年度の数値を大きく上回る見込みということになっております。ボランティア活動につきましては、平成19年度に内閣府の世論調査が行われまして、森林づくりボランティア活動に参加したいと思う人が前年から14ポイント増加しているということで、潜在的にはかなり増えているということがありますが、全体として施策の有効性というのはボランティア活動件数を見ますと微増ということでほぼ横ばいに近いということで、この部分についてもう少しテコ入れをしなければいけないという必要を考えておりまして、ボランティア活動の情報提供或いは参加者の安全確保といった森林活動に特有の課題に対応する必要があると考えております。改善の方向としましては、前回のときにも御意見がありましたけれども、数を増やせばいいということだけではなくて、質、内容も大切であるとの御意見もありましたので、指導者の育成を平成20年度から始めることといたしまして、安全教育とか技術教育とかしっかりした指導者を育成してボランティア参加者全体の質を上げていこうと考えております。以上でございます。

(計画課長)

それでは⑩ー5ページの「山村地域の活性化」でございます。これについてはここに書いてございますように、新規定住者数とか交流人口とかいろいろデータを集めることとしております。こういったものにつきまして、全国の振興山村地域の中から無作為にアンケート調査をすることとしておりますが、大変恐縮でございますが現時点でアンケート調査についてまさにその途上でありまして、なかなか数値の把握が難しいと言うことで集計中とさせております。今後実績の把握に努めて次回の評価会ではきちんとした実績値を把握して評価をお願いしたいと考えております。いろいろ分析結果とか書いておりますけれども、引き続き魅力ある山村づくりをやっていく必要があると思っておりますので、あえて書かせていただいております。いずれにしても次回お示しさせていただきたいと思っております。以上でございます。

(企画課長)

それでは最後に施策に関する評価結果の説明でございますけれども、6ページの下の方角に困った部分でございます。各課長から御説明させていただきましたが、一部実績把握ができていないものもございます。3月に前倒したということもございまして、データの収集等を図り、また、関連資料等もみておりますけれども、実績値ができていないものもございます。ただ、そういった中でそれ以外把握できている範囲では概ね順調に推移しているのではないかとということで書かせていただいております。特に森林の多面的機能の発揮というのは森林吸収源対策でやっているわけでございますけれども、これを着実に支援していくことが重要だとおもっております。また、松くい虫被害の関係でございますが、残念ながら微害の都府県の割合が減少してきておりますので、被害の再激化が懸念される都府県につきましては、先ほど説明がありました技術的助言等を行いまして改善を図っていく必要があるというふうに記述させていただいております。

また、国民参加の森林^{もり}づくりの関係でございますが、森林ボランティア活動件数は微増はしているもののほぼ横ばいという状況にありますので、それが活発化するような環境整備を行って、国民の幅広い参加を促進していきたいというふうに考えております。以上が森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮に関する部分でございます。

つづきまして、もう一つの政策分野でございます「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」の御説明に移りたいと思います。その目標でございますが、資料5-2の裏面にございますけれども、そこに書いてございますように目標①「望ましい林業構造の確立」につきましては、効率的かつ安定的な林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させていくと、また、そういった林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させることとしております。平成19年度でございますが、農林業センサスの実施されていない年でございますので、関係指標といたしまして、以下(1)から(4)まででございますが、素材生産の労働生産性、高性能林業機械の普及台数、中核組合の割合、長期経営・施業受託面積といったような参考指標をもとに総合的な判定を行うこととしております。また、目標②「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」につきましては、国産材の供給・利用量を平成27年に2,300万^mを数値目標に掲げて評価しているところでございます。平成19年度の目標値1,707万^mということで評価しているところでござい

す。

続きまして、担当課長からそれぞれ指標や目標の達成状況について御説明させていただきます。

(経営課長)

引続きページでいいますと⑫-1のところでございますが、林業関係の施策に関する目標①のところ、担い手に関する或いは林業構造に関する目標でございます。達成目標として、(ア)(イ)と効率的かつ安定的な林業経営を担える者という言葉が出てきます。林業経営体というのは、大規模な山もち林家とだけ思えばいいと思います。林業事業者の方は小規模な森林所有者、実際こちらの方が圧倒的に多い訳ですが、そこから、間伐などの作業を受託して実施する森林組合とか素材生産業者であります。目標としてはこういった活動を生産性を高く継続的にできる人が素材生産量の平成27年度には60%、造林・保育面積の平成27年度に70%という目標、或いは(イ)にありますように、こういう担い手が平成17年度に2,200から平成27年度に2,600というふうに掲げておりますが、その下の括弧にありますように、この数自体、事業者の統計自体が5年ごとですので、平成19年度に数値がとれないことから、便宜上以下4つの指標で効果を判断するという形に判断させていただいております。一つ目はどれだけ効率的に木材生産ができているかということで、右側の数値で平成18年度は5.51m³、一人が一日働いて5.51m³生産できるということで、前年度より16%上がっております。あと、国産材の供給量としても、トータルとしては3%増えているということで、まず効率的な生産のアウトプットとして生産性も上げて、実際の量もわずかですが上がっていると。それから、指標の二つ目で、基盤になります高性能林業機械で伐採とか枝を払ったり、玉切りをしたりというのを一台で処理するような機械ですとか、そういった物の普及台数、これが前年度より10%増えておまして、基盤の整備も進んでいると思っております。それから三つ目に、担い手の1つの代表的な例として森林組合があり、中核組合というのは、県ごとに財務基盤がしっかりしているとか、常勤の人員体制がそれなりに整っているということで認定をしております。その数が5ポイント増えております。実数でも平成17年度の280から295に増えておりますので、森林組合が減っておりますが、そういう中でも中核組合の実数は増えております。それから指標の(4)というのは、これもまた森林組合ですが、長期経営・施業受託ということで、小規模な森林所有者から、むこう5年は仕事が出たらお宅に任せるよというような契約を結ぶことを施策的に助長しております。平成17年度はこれが単年度のフローで67万haありました。平成18年度は※印になっておりますが、その理由は恐縮ですが、⑫-4を開いていただくと、右下に棒グラフがありますが、この長期の受託の面積を今までフローでとっていたのですが、本来ストックでとりたいということで、平成18年度からストックに切り替えました。その関係で直接比較ができないのですが、平成17年度までのここに上がっている平成12年度から平成17年度の数値を足すと173万ha位です。平成18年度にストックに切り替えて最初が198万haですので少し増え方が少ないと思っておりますが、そういったこともあって直接の比較はできない。ただ今後はこのストックの数字で評価をしていきたいというふうに考えております。戻っていただいて、4つの指標の内3つが比較可能で、それについては前進しているというふうに思っております。そのことが、⑫-2の「目標に関する

る分析結果」のところに書いてあります。従って前進が見られるということと、「改善・見直しの方向性」としては、特に森林組合などの事業体が施業をまとめていくという活動を推進していきたいとそのように考えているところです。①についての説明は以上です。

(木材産業課長)

続きまして、②の「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」についてでございます。目標につきましては、資料の後ろの方のページで書いてありますが、平成19年の目標につきましては、1,707万㎡ということですが、これに対しまして実績値、これは現在見込値ですが1,860万㎡程ということで達成状況はAということでございます。この目標に関する分析ですが、国産材の供給量は、昨年、新設住宅着工戸数が大幅に減少したということを受けて木材の輸入量もだいぶ減ったというなかではございますけれども、国産材の分野につきましては、特に合板分野について、細いものでも使えるというようなこと、それから国産材の競争力といったものが強くなりまして、例えば集成材の分野にスギを使うというようなこともありまして、平成15年以降5年連続で国産材の供給・利用量が増加したということでございます。次に「改善・見直しの方向性」でございますが、今年になりまして新設住宅着工戸数の方も回復の方向ということでございます。一方で円高が急に進んでいるということで、木材をめぐる環境は不透明感が増してきている訳でございますけれども、そういった中で国産材の供給・利用量を一層拡大するためには、やはり乾燥材生産、寸法精度の品質管理を徹底していく、或いはプレカット加工が遅れておりますので、こういったものに対応した邸別配送といった流通の合理化、それから「木づかい運動」或いは住宅分野での製品開発の促進、或いは地域材を使った家づくりの普及、木質バイオマスの利活用の推進といった多岐に渡る取組を推進していくことが必要だと考えているところでございます。

(企画課長)

それでは、⑫-3ページの一番下のところに施策に関する評価結果というところがございますが、「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」の分野についてのまとめでございます。今ご覧いただきました参考指標の分析の中にもございましたが、素材生産の労働生産性が向上しております。また、高性能林業機械の普及台数なども増加があるということで、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成は進んでいるのではないかと見ております。ただ、今後とも引き続き施業の集約化、また、路網と高性能林業機械を組み合わせることによりまして生産性の向上を図っていく必要があるということをご記述させていただいております。

また、「国産材の供給・利用量」ですが、5年連続して前年を上回る増加という状況になっております。今後とも目標を最後まで達成できますよう、流通・加工の低コスト化、品質・性能の確かな製品の安定供給を図っていく、それと併せまして、国産材を利用拡大していくための普及啓発活動を一層推進していくことが必要であるというふうにまとめさせていただきます。

両方の分野の評価を通じましてデータが集計中のものが残念ながらございますので、データが出揃いましたら評価内容をさらに分析して、次回の林野庁専門部会で再度意見を伺

わさせていただくというふうに考えております。

(太田座長)

ありがとうございます。時間が過ぎておりますけど少し延長させていただきます。議事の進行をよろしく願いいたします。ただ今の説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。どこからでも結構でございますのでよろしくお願いし

ず。

はい、永石委員どうぞ。

(永石委員)

昨年大分県の日田で1千町歩位の大規模な森林経営をしている経営者からお話を伺わせていただいたんですけども、あれだけ大規模な林業経営で現在の木材価格とコストがトントンで儲けがでないということをお願いしていたことが記憶にあるんですけども、そこで国産材の需要がでてきているが、その辺は外国産の動きによって国産材も頼らざるを得ないとか、もう少し木材価格が高ければなんとか経営もうまくいくんだかなというような話を聞いておりましたので、その辺なんとかならないのかというのが1つ。それからもう1つ、ここにありますように国産材からプラスチック代替物を生成するなどの製品開発ができないのか、この2点を伺います。

(経営課長)

大分の方は私も何度か直接会って存じ上げております。

二つあると思うのですが、大規模の林家の方は、今まで植林のときからずっと掛けてきたコスト、これをある程度皆伐をして更に次の植林をして見合うかということ、特にスギですとかなりトントンというところがありまして、そこを大規模の林家の方はおっしゃっているとっております。そこは問題意識を当然もっております。他方、小規模の林家から森林組合などが受託してまとめるときは、植林からのコストも本来あるのですが、ただ小規模の森林所有者の方は当然先ず間伐でha当たり幾らか、手元の還元があれば作業をやらしてもらおうかということになるので、そういう設計なり所有者の説得ができる人を育てていけないといけないなというふうに二つ分けて考えております。大規模林家の方とは色々意見交換させていただいておりますので、先ほどお話がありました、皆伐よりも長伐期で延ばしていく方が収入が増えるとか、そういう方式もトータルとしてあるかと思っておりますので、先ずは委員の問題意識を私どもは共有しております。

(木材産業課長)

それから、新しい木材製品のことですけれども、全く新しい部分としてはバイオマスエネルギーとか色々あると思うのですが、一番力を入れたいと思っているのは、マンションの内装材とか、そういったところは殆ど国産材を使っていないという部分がございます、そういったところに国産材をもっと使えるような技術開発、特に内装のフローリングとかはあまり軟らかい木ですと傷付いてどうしようもなく、ある程度表面を加工しなくてはならないということがございます。スギ、ヒノキは、どちらかということ軟らかく、広葉樹の

ほうは堅い木が多い訳ですが、こういった表面の加工をどうやっていくか、コストダウンをしながらどうやっていくか、或いは防音性能をどうやっていくかといったところで、今まで国産材が使われていない部分を狙っていきたいということで、今、一生懸命やっております。それ以外にも例えばガードレールとか、これも機能がないと話にならない訳ですけども、観光地その他で無機質な部分よりも、色々な形にできるということで、これもまた技術開発を進めております。そういったところもやっていきたいと思っているところがございます。

(太田座長)

ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。2つとも大きな課題ですのでよろしくをお願いします。

また、たくさんあろうかとは思いますが、時間も既に過ぎておりますのでよろしゅうございましょうか。ご承認いただきたいと思っております。

それでは議事の5、平成20年度政策の実績評価における目標設定につきまして事務局より説明をお願いします。

(5) 平成20年度政策の実績評価における目標設定について

(企画課長)

例年ですと、実績評価の目標設定につきましては8月頃に専門部会委員の皆様方にお諮りして、そのあと政策評価会で決定していたところですが、政策評価をやるものが4月に事業年度が開始していると、8月に目標設定をしていることについて少し早められないかということがございました。私どもとしましては、農林水産省としてできるだけ早くしていくということで政策評価会を4月に前倒しして開催して、政策評価会の意見を踏まえて決定していくという方向で考えております。ということもございまして、当専門部会につきましても非常に早い時期ではございますが、平成20年度の目標に対する御意見を頂戴できればと考えております。資料6がそれでございます。私どもといたしまして平成20年度の政策評価の目標につきまして2分野ある訳でございますけれども、各目標とも現在の目標を踏襲していったらどうかと考えているところでございます。このことについて御議論いただければと思います。

(太田座長)

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。中身は理解しやすい内容になっておりますけれども如何でしょうか。時期が早まっておりますのでなかなかついて行くのも大変ではございます。

はい、神田委員どうぞ。

(神田委員)

国産材の供給利用で、一番最後のところで、平成20年の目標が書いてなくて、現行の目標ということで平成27年2,300万㎡ということになっていきますよね。先ほどの⑫-2の方

を拝見しますと、平成19年目標に対して実績値が1,800万㎡あり結構延びてきているのかなと思いますが、この数値を見ると平成27年のところで2,300万㎡というのはちょっと少ないのかなと見たのですが、こんなものでよろしいのでしょうか。

(企画課長)

目標値でございますけれども、私ども森林・林業基本計画というものを立てさせていただいております。これは森林・林業基本法に基づきまして基本計画を10年先を見通して立てるということでやらさせていただいておりますが、その中で国産材の供給につきましては2,300万㎡、これを10年先の目標として立てさせていただいておりますので、それを立てたのはちょうど平成17年で、その10年後が平成27年ということでございます。確かに最近いろいろな諸情勢の中で達成度合い、はかばかしい面もございますけれども、これは10年間の長期計画ですので、ここは2,300万㎡という数値はそのまま固定させていただければと思います。また、目標と目標値とございますので、来年の目標値につきましては経過値として計算し直しますので、2,300万㎡にいく途中過程の数値としてここを目標値として評価するというやり方になると考えております。

(太田座長)

よろしゅうございましょうか。5年毎に立てる計画を途中から変更することは難しいとは思いますが、がんばった目標でないとい困りますので、そういった御意見もいれてうまく計画してほしいと思います。

他にございますでしょうか。

(亀山委員)

目標設定に馴染むかどうかわからないのですが、今、新潟、富山のあたりで、カシノナガキクイムシのミズナラの被害がすごく大きく出ていますけれども、例えば、熊はミズナラ、ブナに対する依存性がすごく高いのですが、うちの学生が調べているのですが、ブナはものすごく豊凶があるので、かなり安定しているミズナラの方に依存性がすごく高く、ミズナラの不況な年というのは、里に下りてきてしまって被害が大きいのです。そういうことから考えますと、特に、野生鳥獣の被害があるところというのは、もうほとんど疲弊しきっている山村の方々は、山から下りることなく、耕作をしなくなっていることもありますので、この問題に対して少し、すぐ目標に入れるかは別にしましても、対応していくことが大事ではないかと思いますが如何でしょうか。

(研究・保全課長)

ナラ枯れ被害というのが広がっていますけれども、カシノナガキクイムシという非常に小さな虫がナラ類に入りまして、その虫自体ではなくて、その虫が運ぶ菌類が原因で、枯れるというようなことで、平成18年度に16府県、834haの被害がでておりまして、拡大傾向にあるということでございます。現在、研究段階で、各県を含めて林野庁も含めて研究を進めるとともに、被害木探査とか、くん蒸、或いは、焼却の処理とか色々な方法を国庫補助の対応としてナラ枯れ被害対策の推進も図っているという状況でございます。平成20

年度におきましては、ナラ枯れの発生危険度の予測の手法とか、フェロモントラップを使って誘引して一挙に付近のカシノナガキクイムシを集めて捕殺をしてしまう方法が検討されますけれども、様々な方法を今試行しているという状況でございます。なかなか指標として馴染むかといふとなかなか難しく、今後の課題であると思いますが、これがどういふふうに蔓延してくるかというのがいまひとつわからないということで、きちんと抑えていく予定にはしておりますが、今後の課題とさせていただきますとありがたいと思います。

(太田座長)

後半の方で何か御意見ありますか。

(計画課長)

大きな山村問題もあるかと思いますが、私どもとしましては色々な問題意識をもっています。林野庁の中でも山村の問題に関して総合的な観点から、山村再生に向けて、今月中には検討会を立ち上げる予定をしておりますので、様々な角度から色々な意味でかんばっていきたくて考えております。

(太田座長)

ありがとうございます。よろしく願います。ではこの辺りにさせていただこうと思っております。

次に最後の議事の6、今後のスケジュールにつきまして事務局から説明をお願いします。

(6) その他

(企画課長)

それでは、本日頂戴いたしました御意見等を踏まえまして、新規事業の事前評価を進めていきたくて思います。また、期中及び完了後の評価結果をとりまとめたいと考えております。

そして、林野公共事業の事業評価結果につきましては、予算成立後に公表することとなっておりますので御了解いただければと思います。また、最終的な評価結果につきましては委員の皆様方のお手元にも届くようにしたいと思っております。

また、平成19年度政策の実績評価結果のほうでございますが、今回いただきました御意見と今月26日に農林水産省全体の政策評価会が予定されておりますので、そこで出ます御意見を踏まえまして、更に指標の見込値や実績値が整ってきました段階で評価をいたします。それを次回の林野庁専門部会で再びお諮りしたいと考えております。次回の専門部会の日程につきましては、今後、調整させていただきたいと思っておりますけれども、5月下旬から6月上旬頃に開催したいと思っております。その後、政策評価会を6月13日に予定しておりますので、最終的に公表になりますのは7月中旬頃になるのではないかと考えております。先ほども実績評価の目標につきまして、カシノナガキクイムシの話とか御意見を頂戴いたしましたので、また、気づきの点がございましたら御意見をお寄せいただければと思います。また、大きな変更がありましたら、再度資料を送付させていただきたいと思

ます。

最後になりますけれども、本日の議事録につきまして、委員の皆様にご確認いただいた上で、公表する扱いとなりますのでこの辺もご了承いただければと思います。以上でございます。

(太田座長)

ありがとうございます。本日の意見等を踏まえ、作業を進めていただきたいと存じます。なお、今後修正が生じたときの取り扱いにつきましては、座長に一任いただきたいと思いますのですが、よろしゅうございましょうか。

また、議事録の件につきましては、事務局の説明のとおりとさせていただきます。

なお、次回の部会につきましては、事務局から連絡があるということですので、そのように御承知置き下さい。

本日は不手際で少し長引いてしまいましたが、やや内容が多かったということでご勘弁いただきたいと思います。ただ私も質問する時間がありませんでしたので、この次はもう少しゆったりした議論をしていきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。